

3 国会議員の互助年金等に関する調査会

(1) 発足の経緯

平成16年4月9日、河野衆議院議長に対し、与野党の国会対策委員長が、両院議長の下に議員互助年金について検討する諮問機関を設けることを申し入れた。同日、倉田参議院議長に対しても同様の申し入れがあった。これを受けて、同日、両院議長が会談を行い、諮問機関の設置に合意した。

6月10日の参議院議院運営委員会理事会で議院運営委員長から諮問機関の設置要綱及びメンバーについて報告があった。同時に、衆議院議院運営委員会理事会においても同様の報告があった。これを受けて、両院議長が国会議員の互助年金等に関する調査会の設置について発表し、後日、6月16日に第1回会議を行うことが決定された。

(2) 調査会経過

○平成16年6月16日（水）（第1回）

- 河野衆議院議長及び倉田参議院議長からあいさつがあった。
- 座長に中島忠能委員、座長代理に貝塚啓明委員を選任した。
- 調査会の会議運営細則について協議決定した。
- 互助年金制度の運営実態について事務局から説明を聴取した。

(3) 調査会設置要綱

国会議員の互助年金等に関する調査会設置要綱

1 調査会の設置

衆議院議長及び参議院議長（以下、「両院議長」という。）の下に、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、有識者による諮問機関を置く。

2 名称

両院議長の下に置く諮問機関の名称は、「国会議員の互助年金等に関する調査会」とする。

3 構成

- 一 調査会は、委員6名をもって組織する。
- 二 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、両院議長がこれを委嘱する。
- 三 調査会に座長を置く。
- 四 座長は、委員の推薦によって、これを定める。

4 諮問事項

国会議員互助年金制度等に関する諸問題について。

5 諮問期間

概ね6箇月

6 運営

- 一 調査会の招集は、座長が行う。
- 二 調査会の会議は、座長が主宰する。

7 参考意見の聴取

調査会は、議員その他必要と認めた者から参考意見を聴取することができる。

8 答申

調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を両院議長に答申するものとする。

9 調査会の事務

調査会の事務は、衆議院及び参議院の事務局がこれを掌る。

(4) 調査会委員

座長	中島 忠能	前人事院総裁
座長代理	貝塚 啓明	中央大学教授
委員	中島 勝	政治評論家
同	渡部 記安	立正大学大学院教授
同	大石 眞	京都大学大学院教授
同	猪口 邦子	上智大学法学部教授